

京都市立幼稚園条例の一部を改正する条例(令和元年12月23日京都市条例第43号)
(教育委員会事務局指導部学校指導課)

次のとおり京都市立楊梅幼稚園の位置を変更することとしました。

改正前	改正後
京都市下京区富小路通五条上る本神明町411番地	京都市下京区醒ヶ井通松原下る篠屋町59番地

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

京都市立幼稚園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年12月23日

京都市長 門川大作

京都市条例第43号

京都市立幼稚園条例の一部を改正する条例

京都市立幼稚園条例の一部を次のように改正する。

別表位置の欄中「京都市下京区富小路通五条上る本神明町411番地」を「京都市下京区醒ヶ井通松原下る篠屋町59番地」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)